

飲料水・プール水の水質検査業務委託契約書

那覇市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、那覇市立小学校(校)・中学校(校)における水質検査業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、契約の日から令和7年12月31日までとする。

(委託業務)

第3条 第1条の規定により委託する業務(以下「委託業務」という。)の範囲は、甲の指定する仕様書に基づくものとする。

(委託料)

第4条 1 委託業務の委託料は、 円 とする。(消費税及び地方消費税込み)

内訳:小学校 円

内訳:中学校 円

2 甲は、前項に定める委託料を次条の報告書の検査後、乙に支払うものとする。

(報告書の提出)

第5条 乙は、委託業務を完了したときは、必ず検査実施後2週間以内に報告書を2部提出し、甲の検査を受けなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、委託業務の全部又は一部について、この契約を解除することができる。

1 乙がこの契約に定める条項に違反した場合。

2 乙の委託業務の方法が不相当と甲が認めた場合。

3 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除が乙の責めに帰すべき理由によるのであるときは、これにより乙が損害をうけても、甲はその補償をしないものとする。

- 4 甲は、乙、乙の代理人、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(信義則)

第7条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第8条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、甲と乙は本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえその1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

那覇市泉崎1丁目1番1号

甲 那覇市

那覇市長 知念 覚

乙